第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人が二人以上ある場合にあっては、各監督役員又は清算監督人）
第八百四十九条第四項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十条第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
	株主等	投資主
第八百五十一条第一項	第八百四十九条第一項	投資法人法第百二十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十二条第一項及び第二項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	投資法人法第百二十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
	株主等	投資主
第八百五十三条第一項	株式会社等	投資法人
第百十六条第五項	株式買取請求	投資口買取請求
	、効力発生日	、効力発生日（投資法人法第百四十一条第一項に規定する規約の変更がその効力を生ずる日をいう。以下この条及び次条において同じ。）

第九十五条の表第六百八十五条第五項の項中「第百三十九条の十第二項」を「投資法人法第百三十九条の十第二項」に改め、同表第六百九十三条、第六百九十四条第一項及び第六百九十五条の項中「第六百九十五条」の下に「並びに第六百九十五条の二第一項及び第二項」を加える。

第九十九条中「第百四十一条第三項」を「第百四十一条第五項」に改め、「第百十六条第五項から第七項まで及び第百十七条」を削り、「これら」を「同法」に改め、同条の表第百十六条第五項の項、第百十六条第六項の項及び第百十六条第七項の項を次のように改める。

数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）	口数	
第百十六条第六項	株式買取請求	投資口買取請求
	第二百二十三条の規定による請求	非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立て
第百十六条第七項	株式買取請求	投資口買取請求

第九十九条の表第百十七条第六項の項中「第百十七条第七項」を「第百十七条第六項」に改め、同項の前に次のように加える。

第百十六条第八項	第一項各号の行為	投資法人法第百四十一条第一項の規約の変更
	株式買取請求	投資口買取請求
第百十六条第九項	第百三十三条	投資法人法第七十九条第三項において準用する第百三十三条
	株式買取請求	投資口買取請求

第九十九条の次に次の一条を加える。

（投資法人の財産の保全に関する読替え）

第九十九条の二　法第百四十四条の規定において同条において準用する会社法第八百二十四条第一項の申立てがあった場合における投資法人の財産の保全について同法第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十条第一項第一号	第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員	投資法人法第百四十四条において準用する第八百二十五条第二項の管理人